第九十二条第二項	年金たる保険給付	改正前地共済法による職域加算額
第百条の二第一項	実施機関に、被保険者の資格に関する事項、報酬に関する事項、受給権者に対する保険給付の支給状況その他の実施機関の業務の実施	組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。以下この条において同じ。）は、改正前地共済法による職域加算額の支給の停止を行うため、相互に、掛金の標準となつた給料の額等に関する事項、受給権者に対する改正前地共済法による職域加算額の支給状況
第百条の二第三項及び第四項	実施機関	組合
	年金たる保険給付に関する処分に関し	改正前地共済法による職域加算額の支給の停止を行うため
附則第十七条の四の前の見出し	平均標準報酬月額	平均給与月額
附則第十七条の四第六項本文	旧地方公務員共済組合員期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号。以下「平成十二年地共済改正法」という。）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第十七条の九第五項において同じ。）の平均標準報酬月額	旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。）の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号。以下「平成十二年地共済改正法」という。）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第二十四条の規定により規定する平均給与月額
	被保険者	当該旧地方公務員共済組合員期間
	標準報酬月額に、	掛金の標準となつた給料の額に、
	当該旧地方公務員共済組合員期間	当該旧地共済施行日前期間
	第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項	同項及び平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年地共済改正法附則第十条第二項
	となる標準報酬月額	となる掛金の標準となつた給料の額
別表	被保険者	地方公務員共済組合の組合員

2　平成二十四年一元化法附則第六十条第十一項の規定により前項に規定する改正後厚生年金保険法の規定を適用する場合には、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号。以下この項及び第十七条第二項において「平成二十七年厚生労働省関係整備政令」という。）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号。以下「改正後厚年令」という。）第三条の四及び第三条の四の二の規定並びに平成二十七年厚生労働省関係整備政令第三十一条の規定による改正後の国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第一項及び第九十二号。以下この項及び第十七条第二項において「改正後再評価令」という。）第四条第一項及び第三項、第五条、第六条並びに別表第一及び別表第二の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正後厚年令第三条の四	法第四十三条の二第一項第二号イ	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四第一項第一号イ
改正後厚年令第三条の四の二	法第四十三条の四第一項第一号	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四第一項第一号
改正後再評価令第四条の見出し	厚生年金保険法	適用する改正後厚生年金保険法
改正後再評価令第四条第一項	厚生年金保険法第四十三条第一項	適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十条第十一項の規定により適用した平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年政令第百四十七号）第十一条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十三条の二第一項
改正後再評価令第四条第三項及び第五条（見出しを含む。）	同法	適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十条第十一項の規定により適用した平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年政令第百四十七号）第十一条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十三条の二第一項第二号イ
	厚生年金保険法	適用する改正後厚生年金保険法
	同法	適用する改正後厚生年金保険法
改正後再評価令第六条第二項	附則別表第一	附則別表
	定めるとおり	定めるとおり（昭和六十年九月以前の期間にあつては、一・二二）
改正後再評価令別表第一	被保険者	地方公務員共済組合の組合員
改正後再評価令第六条第一項	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下	平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号。次項において
	附則第二十一条第一項及び第二項	附則第十一条第一項、第二項、第五項及び第六項